

横浜市市税条例施行規則 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(第1条から第18条まで省略) (確定申告書に記載する市民税に関する付記事項) 第18条の2 所得税の確定申告書を提出する者は、 条例第34条の2第2項に規定するところにより、 その確定申告書に次に掲げる事項を付記しなければ ならない。</p> <p>(1) その年度の初日の属する年の1月1日現在の の住所</p> <p>(2) 給与所得以外(条例第33条の2第4項に規定 する場合にあっては、給与所得及び公的年金等 に係る所得以外)の所得に係る市民税の徴収の 方法</p> <p>(3) 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は 扶養親族とした者を市民税につき青色事業専従 者とする場合においては、その者の氏名 _____ _____ _____ _____及び青色専従者給与額</p> <p>(4) 前年中に所得税法第2条第1項第5号に規 定する非居住者であった期間を有する場合にお いては、同法第164条第2項各号に掲げる国内源 泉所得の金額</p> <p>(5) 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除 対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者 とした者のうち、別居している者の氏名 <u>及び住</u> <u>所</u> _____</p> <p>(6) 租税特別措置法第8条の5第1項第1号に 掲げる配当等(同法第9条の3第1号の配当等 に該当するものを除く。)のうち前年分の所得税 につき同法第8条の5第1項の規定の適用を受 けるものを有する場合においては、当該適用を 受ける配当等に係る配当所得の金額</p> <p>(7) 法第45条の2第1項第6号及び第317条の2 第1項第6号に掲げる寄附金税額控除額の控除 に関する事項</p> <p>(8) 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下こ の号において同じ。)の氏名、申告者との続柄 <u>及</u> <u>び生年月日</u> _____ _____並びに申告者と別居している扶養親族につ いては、当該扶養親族の住所 _____</p>	<p>(第1条から第18条まで省略) (確定申告書に記載する市民税に関する付記事項) 第18条の2 所得税の確定申告書を提出する者は、 条例第34条の2第2項に規定するところにより、 その確定申告書に次に掲げる事項を付記しなければ ならない。</p> <p>(1) その年度の初日の属する年の1月1日現在の の住所</p> <p>(2) 給与所得以外(条例第33条の2第4項に規定 する場合にあっては、給与所得及び公的年金等 に係る所得以外)の所得に係る市民税の徴収の 方法</p> <p>(3) 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は 扶養親族とした者を市民税につき青色事業専従 者とする場合においては、その者の氏名、<u>個人</u> <u>番号(行政手続における特定の個人を識別する</u> <u>ための番号の利用等に関する法律(平成25年法</u> <u>律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を</u> <u>いう。以下同じ。)</u>及び青色専従者給与額</p> <p>(4) 前年中に所得税法第2条第1項第5号に規 定する非居住者であった期間を有する場合にお いては、同法第164条第2項各号に掲げる国内源 泉所得の金額</p> <p>(5) 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除 対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者 とした者のうち、別居している者の氏名、<u>住所</u> <u>及び個人番号(個人番号を有しない者にあつて</u> <u>は、氏名及び住所)</u></p> <p>(6) 租税特別措置法第8条の5第1項第1号に 掲げる配当等(同法第9条の3第1号の配当等 に該当するものを除く。)のうち前年分の所得税 につき同法第8条の5第1項の規定の適用を受 けるものを有する場合においては、当該適用を 受ける配当等に係る配当所得の金額</p> <p>(7) 法第45条の2第1項第6号及び第317条の2 第1項第6号に掲げる寄附金税額控除額の控除 に関する事項</p> <p>(8) 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。以下こ の号において同じ。)の氏名、申告者との続柄、<u>生</u> <u>年月日及び個人番号(個人番号を有しない者</u> <u>にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月</u> <u>日)</u>並びに申告者と別居している扶養親族につ いては、当該扶養親族の住所 <u>並びに控除対象外</u> <u>国外扶養親族である場合には、その旨</u></p> <p>(9) <u>同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。以</u> <u>下この号において同じ。)の氏名、生年月日及び</u> <u>個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏</u> <u>名及び生年月日)並びに申告者と別居している</u> <u>同一生計配偶者については、当該同一生計配偶</u> <u>者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者</u> <u>である場合には、その旨</u></p>

(以下本則について省略)

附 則

(第 1 条から第11条まで省略)

(条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 1 項の規則で定める算定の方法)

第12条 条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 1 項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅（条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（法施行令 附則第12条第27項に規定する耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第28項第 1 号イ に掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令 附則第12条第28項第 1 号ロ に掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第28項第 2 号イ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令 附則第12条第28項第 2 号ロ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

(条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 9 項及び第10項の規則で定める算定の方法)

第13条 条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 9 項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅（条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅をいう。）に係る都市計画税額に法施行令 附則第12条第40項 に定める割合を乗じて得た額とする。

2 条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第10項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修専有部分（条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第10項に規定する熱損失防止改修専有部分をいう。）に係る専有部分都市計画税額に法施行令 附則第12条第43項 に定める割合を乗じて得た額とする。

(以下本則について省略)

附 則

(第 1 条から第11条まで省略)

(条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 1 項の規則で定める算定の方法)

第12条 条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 1 項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅（条例附則第13条の 7 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（法施行令 附則第12条第18項に規定する耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第19項第 1 号イ に掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令 附則第12条第19項第 1 号ロ に掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第19項第 2 号イ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令 附則第12条第19項第 2 号ロ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

(条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 9 項及び第10項の規則で定める算定の方法)

第13条 条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 9 項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅（条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅をいう。）に係る都市計画税額に法施行令 附則第12条第31項 に定める割合を乗じて得た額とする。

2 条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第10項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修専有部分（条例附則第13条の 8 第 1 項において読み替えて準用する法附則第15条の 9 第10項に規定する熱損失防止改修専有部分をいう。）に係る専有部分都市計画税額に法施行令 附則第12条第34項 に定める割合を乗じて得た額とする。

(条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規則で定める算定の方法)

第13条の2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋(条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第54項第1号イ に掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額

イ 法施行令 附則第12条第54項第1号ロ に掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令 附則第12条第54項第1号ハ に掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第54項第2号イ に掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額

イ 法施行令 附則第12条第54項第2号ロ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令 附則第12条第54項第2号ハ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震改修に要した費用の額として規則で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令 附則第12条第55項第1号イ に掲げる耐震基準適合家屋 10分の10

イ 法施行令 附則第12条第55項第1号ロ に掲げる耐震基準適合家屋 同号ロに定める割合

ウ 法施行令 附則第12条第55項第1号ハ に掲

(条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規則で定める算定の方法)

第13条の2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋(条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第45項第1号イ に掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額

イ 法施行令 附則第12条第45項第1号ロ に掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令 附則第12条第45項第1号ハ に掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令 附則第12条第45項第2号イ に掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額

イ 法施行令 附則第12条第45項第2号ロ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令 附則第12条第45項第2号ハ に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震改修に要した費用の額として規則で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令 附則第12条第46項第1号イ に掲げる耐震基準適合家屋 10分の10

イ 法施行令 附則第12条第46項第1号ロ に掲げる耐震基準適合家屋 同号ロに定める割合

ウ 法施行令 附則第12条第46項第1号ハ に掲

<p>げる耐震基準適合家屋 同号ハに定める割合</p> <p>(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 法施行令 <u>附則第12条第55項第2号イ</u> に掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合</p> <p>イ 法施行令 <u>附則第12条第55項第2号ロ</u> に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて同号ロの規定に基づく総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合</p> <p>ウ 法施行令 <u>附則第12条第55項第2号ハ</u> に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分（<u>同条第28項第2号イ</u> に規定する居住専有独立部分をいう。）の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該一の居住専有独立部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて <u>同条第55項第2号ハ</u> の規定に基づく総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合</p> <p>（以下省略）</p>	<p>げる耐震基準適合家屋 同号ハに定める割合</p> <p>(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 法施行令 <u>附則第12条第46項第2号イ</u> に掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合</p> <p>イ 法施行令 <u>附則第12条第46項第2号ロ</u> に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて同号ロの規定に基づく総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合</p> <p>ウ 法施行令 <u>附則第12条第46項第2号ハ</u> に掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分（<u>同条第19項第2号イ</u> に規定する居住専有独立部分をいう。）の床面積が120平方メートルを超える場合にあつては、当該一の居住専有独立部分の床面積を120平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて <u>同条第46項第2号ハ</u> の規定に基づく総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合</p> <p>（以下省略）</p>
---	---

横浜市予算、決算及び金銭会計規則 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(第1条から第99条まで省略) (私人への歳入の徴収または収納の委託) 第100条 次の各号に掲げる歳入については、法令または規則の定めるところにより、私人にその徴収または収納の事務を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用料 (2) 手数料 (3) 賃貸料 (4) 貸付金の元利償還金 (5) 国民健康保険料 (6) 市税(県民税を含む。) (7) 物品売払代金 (8) 介護保険料 (9) 後期高齢者医療保険料 (10) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金、第3号、第4号及び第7号に掲げる歳入に係る遅延損害金 <hr/> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 第1項の場合(同項第6号_____に掲げる歳入について収納の事務を委託した場合を除く。)において、必要と認めるときは、会計管理者は、当該受託者の事務について検査することができる。</p> <p>7 第1項第6号_____に掲げる歳入について収納の事務を委託した場合において、会計管理者は、当該受託者について、定期及び臨時に収納の事務の状況を検査しなければならない。 (以下省略)</p>	<p>(第1条から第99条まで省略) (私人への歳入の徴収または収納の委託) 第100条 次の各号に掲げる歳入については、法令または規則の定めるところにより、私人にその徴収または収納の事務を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用料 (2) 手数料 (3) 賃貸料 (4) 貸付金の元利償還金 (5) 国民健康保険料 (6) 市税(県民税を含む。) (7) 物品売払代金 (8) 介護保険料 (9) 後期高齢者医療保険料 (10) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金、第3号、第4号及び第7号に掲げる歳入に係る遅延損害金 (11) <u>第6号に掲げる歳入に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費</u> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 第1項の場合(同項第6号及び第11号に掲げる歳入について収納の事務を委託した場合を除く。)において、必要と認めるときは、会計管理者は、当該受託者の事務について検査することができる。</p> <p>7 第1項第6号<u>及び第11号</u>に掲げる歳入について収納の事務を委託した場合において、会計管理者は、当該受託者について、定期及び臨時に収納の事務の状況を検査しなければならない。 (以下省略)</p>